

## 和歌山県監査公表第20号

令和5年2月22日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 谷 洋 一  
和歌山県監査委員 多 田 純 一

### 1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 西牟婁振興局職員住宅昇降機装置保守点検業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたのので、適正に処理されたい。	注意事項 契約保証金の免除の適切な取扱いについて、改めて決裁権者を含め関係職員に周知徹底した。今後は、免除に係る契約実績の内容の確認を徹底することにより、適正な事務処理に努める。

### 2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 公用車の管理において、保有車両の車検証の有効期限が徒過していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。  (2) ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 旅行命令権者の承認がなされていなかった。 イ 使用年月日が重複している同一カードの貸出及び返却について、現物確認を行わずに担当者与管理者が確認印を押印していた。	注意事項 (1) 本件発覚後、速やかに車検更新の手続を進めるとともに、公用車の管理・使用に際しての道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）等関係法令の遵守を、部内職員に周知徹底した。 また、公用車の有効期限を車両管理補助者を含めた複数の職員で管理するとともに、公用車使用台帳の表紙に車検有効期限を記載し、運転前に使用者が確認を行う等、情報共有及びクロスチェックを行うこととし、公用車の適正な管理・使用に努めている。 (2) ETCカードの適正な管理等について（平成23年2月8日付け会第365号）等に基づき、適正に処理するよう、部内職員に周知徹底した。 また、複数の職員の確認を経た上で現物の引渡しを受けることを徹底し、適切な処理に努めている。

### 3 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。	指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約については、田辺市及び白浜町と協議し、契約の名義変更を行い、令和5年1月から両市町の支払に変更している。 道路照明灯電気料金過払金については、両市町と協議の上、令和5年2月24日付けで全額返還請求を両市町に行ったところであり、引き続き早期返還に向けて進めている。 また、県土整備部道路局道路保全課作成の「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき適正な事務処理を行っている。

<p>注意事項</p> <p>(1) 廃川廃道敷地については、令和3年度末で3件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(2) 県営住宅使用料の収入調定において、金額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 田辺市秋津川地内の廃道敷地については、公図混乱地域であり、処分を行うには、まず、公図訂正が必要となることから、田辺市が行っている地籍調査が終了し、公図混乱が解消された後に遅滞なく適切な処分を行っていく。</p> <p>旧大塔村西の又川沿いの廃川敷地についても公図混乱地域であるため、田辺市の地籍調査が終了し、公図混乱が解消された後、田辺市と処理方法について引き続き調整を行っていく。</p> <p>日置川沿いの廃川敷地については、引き続き地元関係者、関係機関等と協議を行うとともに、適正な管理に努める。</p> <p>(2) 収入調定事務の処理に当たっては、調定リストと入居者名簿の照合や、調定金額のチェックを複数人で行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
--	---

4 和歌山県立神島高等学校

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 県立神島高等学校浄化槽保守点検等業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない相手方との契約を実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 令和3年度中に照合を終え、相違が確認された備品については事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、決裁権者も含めた関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 契約保証金免除申請の条件について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき免除申請書に記載された契約実績の内容確認を行うよう、決裁権者も含めた関係職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 演習林伐採搬出選木等業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 簡易公開調達によらない県有施設消防設備等保守点検業務委託の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 該当案件の契約実績について確認し、今後は、適正な事務処理を行うよう、決裁権者を含め関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 該当案件の支出負担行為合議区分について確認し、今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 令和4年12月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>誤って支給した旅費については返納手続を行った。在勤公署から用務地までの距離をその都度確認するなど、関係規定等に基づき適正な事務処理を行うよう、決裁権者が徹底した内容確認を行うことはもちろん、関係職員にも周知徹底した。</p>